健康保険関連申請書類の押印の見直しについて

この度、厚生労働省通知により国の規制改革の一環として、健康保険関連の申請書類について、一部を除き押印不要とすることになりましたのでお知らせいたします。

■ 押印不要とする書類

一部様式(下表参照)を除く健康保険関連の申請書類全般

■ 不要とする押印

被保険者印、事業主印、社会保険労務士印、医師、助産師印

■ 真正性の確認について

押印不要とすることにより、必要により書類の真正性を別途確認させていただくことがありますので、ご了承ください。(電話やメールによる確認、追加書類の提出依頼など)

■ 証明欄の訂正について

原則押印不要ですが、届出の証明欄(傷病手当金請求の事業主、医療証明欄等)を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し正しい内容と証明者の氏名(サイン)をご記入ください。

■ 引き続き押印が必要な書類

引き続き押印が必要な書類	印の種類	押印が必要な理由
●保険料納入告知送付(変更)依頼書	金融機関のお届け印及び 金融機関の確認印	金融機関が現状求めているため
●出産育児一時金等支給申請書●高額療養費支給申請書●標準負担額減額認定申請書	市区町村長	市区町村長の証明印は廃止対象ではないため
●第三者行為関係 届出書類一式 (事故報告書、誓約書、念書等)	被保険者印等	損保会社が現状求めているため
●開示請求手続きにおける被保険者 (または遺族)と任意代理人で取り 交わす委任状	任意代理人印	印鑑登録証明を用いた対応としているため

※当面は旧様式をご使用いただけます。(⑩欄には押印不要)